二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第五十五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の規定に基づき、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

法務大臣　小泉　龍司

指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令等の一部を改正する省令

（指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部改正）

第一条　指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電子証明書管理ファイル） **第四条**　法務大臣は、指定公証人に指定公証人電子証明書を提供した場合には、指定公証人電子証明書に記録された情報を、電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製された電子証明書管理ファイルに記録しなければならない。 （電磁的記録の認証） **第九条**　［略］ ［2～7　略］ 8　法第六十二条ノ六第一項の電磁的記録の認証の付与は、第一項の認証を受けようとする情報に次に掲げる情報を付した上で、これを嘱託人が指定公証人の役場等において提出した電磁的記録媒体であって法務大臣が定めるものに記録して、嘱託人に交付してするものとする。ただし、前項に規定する行為が同項に規定する方法によってされた場合には、これを電気通信回線により嘱託人に送信してすることができる。 ［一～四　略］ 9　［略］ （電磁的記録の保存） **第十四条**　法第六十二条ノ七第一項（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による保存は、認証を受けた電磁的記録に記録された情報又は日付情報の付与を受けた情報の同一性を確認するに足りる情報ごとに第九条第八項第四号又は第十三条第三項第三号の番号（以下「登簿管理番号」と総称する。）を付した上で、これを電磁的記録媒体に記録してするものとする。 2　［略］ 3　前項の保存は、電磁的記録媒体に記録してするものとする。	（電子証明書管理ファイル） **第四条**　法務大臣は、指定公証人に指定公証人電子証明書を提供した場合には、指定公証人電子証明書に記録された情報を、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもって調製された電子証明書管理ファイルに記録しなければならない。 （電磁的記録の認証） **第九条**　［同上］ ［2～7　同上］ 8　法第六十二条ノ六第一項の電磁的記録の認証の付与は、第一項の認証を受けようとする情報に次に掲げる情報を付した上で、これを嘱託人が指定公証人の役場等において提出したフレキシブルディスクカートリッジその他これに準ずる電磁的記録に係る記録媒体であって法務大臣が定めるもの（第十六条第三項において「記録媒体」という。）に記録して、嘱託人に交付してするものとする。ただし、前項に規定する行為が同項に規定する方法によってされた場合には、これを電気通信回線により嘱託人に送信してすることができる。 ［一～四　同上］ 9　［同上］ （電磁的記録の保存） **第十四条**　法第六十二条ノ七第一項（施行法第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による保存は、認証を受けた電磁的記録に記録された情報又は日付情報の付与を受けた情報の同一性を確認するに足りる情報ごとに第九条第八項第四号又は第十三条第三項第三号の番号（以下「登簿管理番号」と総称する。）を付した上で、これを磁気ディスクに記録してするものとする。 2　［同上］ 3　前項の保存は、磁気ディスクに記録してするものとする。

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　［略］